

給与支払報告書 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

受付印

								町処理欄	
(宛先)斑鳩町長		給 与 支 払 者)	所在地	指定番号		法人番号 又は個人番号			
年 月 日 提出			フリガナ	連絡先		係			
			名称	氏名		TEL			
給 与 所 得 者	フリガナ	新姓	(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済税額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	異動年月日	異動事由	異動後の未徴収 税額の徴収方法	1月1日以降退職時 までの給与支払額
	氏名		円	月分から 月分まで	円				
	生年月日	年 月 日	円	円	円	1. 転職・転籍 2. 退職 3. 死亡 4. 休職 5. 長欠 6. 支払少額 7. 支払不定期 8. その他	1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人が納付する)	円	
	個人番号		円	円	円				控除社会保険料
住 所	1月1日 現在								
	異動後								

8. その他の場合、理由を記載()

① 特別徴収継続の場合 (新しい勤務先等で引続き特別徴収を希望する場合)

新しい給 与支払者 (特別徴収 義務者)	所在地 (住所)	〒	特別徴収指定番号	連絡先 氏名 TEL	左記特別徴収義務者(新しい勤務先)へは 月割額 [] 円を [] 月分から 徴収するよう連絡済です。
	名称 (氏名)		受給者番号		
			納入書の要否(新規の場合)		

② 一括徴収の場合 (未徴収税額を一括徴収する場合)

1. 異動年月日が5月1日から12月31日の間で、本人からの申出があったため	→ 該当する 番号を記載	徴収予定日	徴収予定額 上記(ウ)と同額	左記の一括徴収した税額は [] 月分(翌月10日納期限)で納入します。
2. 異動年月日が1月1日以降で、特別徴収の継続の希望が無い		月 日	円	

③ 普通徴収の場合 (一括徴収をしない場合)

1. 異動年月日が5月1日から12月31日の間で、本人からの申出がないため	→ 該当する 番号を記載
2. 異動年月日が1月1日から4月30日の間で、給与及び退職所得等から未徴収 税額(ウ)を一括徴収できないため	
3. 死亡による退職のため	

年度	月分以降 の月割額は	1 特別徴収義務者を変更 2 普通徴収へ切替 3 一括徴収 4 その他	点 検
年度	月分以降 の月割額は	1 特別徴収義務者を変更 2 普通徴収へ切替 3 一括徴収 4 その他	点 検

退職の日が一月一日から四月三十日までの間の場合は、本人からの申出がなくても、原則、残税額を一括徴収してください。

※「法人番号又は個人番号」欄には、給与支払者が個人の場合は個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。)を記載し、法人の場合には法人番号(同条第15項に規定する法人番号をいう。)を記載してください。
 ※特別徴収の対象となっている従業員等、または特別徴収の給与支払報告書を提出した従業員等が異動した場合に、その異動があった月の翌月10日までに提出してください。
 なお、従業員等の住所変更のみの場合は提出不要です。

※退職者については、この異動届出書とは別に、翌年の一月三十一日までに給与支払報告書(個人別明細書)の提出が必要です。